

---

## 会 則

---

## 細 則

---

## 別表 利用料金

令和7年 12月 1日

---

乗馬クラブ アップリケ牧場

---

# 乗馬クラブ アップリケ牧場 会則

## 第1条 (名称・所在地・代表・会則)

1. 名称、所在地及び代表は、以下の通りとする。

名 称：乗馬クラブ アップリケ牧場（以下、「本クラブ」という。）

所 在 地：埼玉県所沢市林1丁目15番7号

代 表：粕谷 和敏

2. 本クラブの運営は、この会則（以下、「本会則」という）に依る。

3. 会員は、本会則に従って、本クラブの施設等を利用することができる。

## 第2条 (本クラブの目的)

本クラブは、乗馬を通じて会員相互の親睦、健康増進を図り、また、会員の乗馬技術の向上と動物とのふれあいを通じた明るく豊かな生活の構築に資することを目的とする。

## 第3条 (会員)

会員とは、所定の入会手続きを経て、規定の入会金、会費及び更新料を納入した個人のことを指す。会員には、騎乗ノートが発行される。騎乗ノートは自己の責任において管理、保管を行うものとし、紛失または破損等の理由により使用が出来ない場合には、所定の金額を収める事で再発行を受けることができる。

## 第4条 (会費及び支払期限)

1. 会員は、本クラブ細則（以下、「細則」という。）に定める月会費を所定の方法によって前払いで納めなければならない。所定の方法によって会費を納める事が出来なかった場合、本クラブの求める支払い方法により、その月の月末までに会費を納入しなければならない。
2. 会費は入会手続きが完了した日から発生する。会員となった当初の利用日が月の初日でない場合は、日割りとする。

## 第5条 (会員資格の有効期間)

1. 正会員の会員資格の有効期間は、本クラブの定める所定の入会手続きを経た日より、満65歳となった月の月末までとする。
2. 正会員の会員資格期間を満了した会員は、所定の手続きを経て新たにシルバー会員へ移行することができる。但し、移行には本クラブのインストラクターの許可が必要となる。

3. シルバー会員の会員資格有効期間は、所定の入会手続きを経た日より翌年の誕生月の月末までとする。
4. シルバー会員は1年毎に所定の更新料を納入することで会員資格を更新することができる。但し、更新には本クラブのインストラクターの許可が必要となる。
5. 会員番号2000～の会員は、本条1～4の限りではない。

## 第6条（サービス）

会員は、以下のサービスを受けることができる。

1. 会員価格での騎乗および割引チケットでの騎乗
2. 乗馬用品の割引購入
3. 外乗ツアー、部内大会、馬術競技会など各種イベントへの参加
4. 納涼会、忘年会など会員相互の親睦を図る会への参加
5. 練習馬指名制度の利用や特別レッスン、マンツーマンレッスンへの参加

## 第7条（会員の権利の譲渡等の禁止）

会員は、本クラブ会則（以下、「会則」という。）に基づく自己の権利を第三者に貸与、移転、譲渡できない。

## 第8条（会則等の遵守）

会員は、本会則、細則、本クラブの運営ルール、代表及びインストラクターの指示を誠実に遵守しなければならない。

## 第9条（登録情報の変更等）

会員は住所・氏名・電話番号・メールアドレス等、本クラブに登録している事項に変更が生じた場合は、本クラブが指定する方法によって速やかに届け出なければならない。

## 第10条（退会）

1. 会員は、所定の手続きを経ることによって本クラブを退会できる。
2. 退会申請は、退会希望月の前月20日を締め切りとする。
3. 本クラブは、会員資格期間内の会員に、加齢・傷病などにより安全に乗馬を楽しめる状態にないと判断した場合、退会を促すことができる。

## 第1 1条（休会）

1. 会員は、所定の手続きを経ることによって本クラブを休会できる。
2. 休会申請は、休会希望月の前月 20 日を締め切りとする。
3. 休会中の月会費は所定の 50%引きとする。

## 第1 2条（会員資格の喪失）

本クラブ代表が、以下の行為によって本クラブ会員として不適切であると判断した場合は、当該会員に通知することによって、一方的に会員資格を剥奪することができる。

1. 本クラブ代表、インストラクター、従業員の指示に従わず、本クラブの運営を妨げる迷惑行為があった場合
2. 本クラブや他の会員に対して、損害や迷惑を与えたり、誹謗中傷する発言や行為をした場合
3. 本クラブのレッスンプログラム、馬場の割当など運営指示に従わない場合、もしくは、運営指示を無視する行為をした場合
4. 本クラブの従業員および関係者、他の会員に対して威圧行為、性的いやがらせなどを行った場合
5. 会費、またはその他の料金等の支払いが滞り、滞納した場合
6. 会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、本クラブから会員への連絡が不可能になった場合
7. 営利目的のために会員の権利を利用した場合、またその疑いが生じた場合
8. 本クラブの風説情報を流布した場合
9. 本クラブ会員の権利を濫用した場合
10. その他、本クラブ会員として不適切と判断する行為があると判断した場合

## 第1 3条（個人情報）

本クラブの活動を通して知り得た個人情報の扱いには十分配慮し、守秘義務を厳守しなければならない。

## 第14条（免責事項）

本クラブが天災及びその他不可効力により、会員に対してサービスの全部又は一部を提供できない場合、一切の責任を免れる。

## 第15条（損害賠償）

1. 本クラブ代表は、会員が本クラブの乗馬サービスを利用することによって、その自傷事故があった場合、他の会員や第三者に人的、物的損害を与えた場合、そのいかなる責任も負わない。  
ただし、本クラブ内でだけが等については本クラブ契約の保険を使用できるが、かかった費用の全額を保証するものではない。

参考	保険会社	Chubb 損害險株式会社
	通院保険金日額	3, 000円
	入院保険金日額	5, 000円
	死亡・後遺障害	1, 000万円 (令和7年度)

2. 会員がサービスを利用することによって、第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己の責任で問題を解決しなければならない。
3. 会員が本会則、細則、本クラブの運営ルールに違反した行為、また、不正もしくは違法な行為によって本クラブに損害を与える、または、損害を与えるおそれがあると判断した場合は、本クラブ代表は、当該会員に対してその損害賠償を求めるほか、損害発生を未然に防止するため加害行為の差し止めを求めることができる。

## 第16条（会則・細則等の変更）

本クラブ代表は、会員の事前の了解を得ることなく会則・細則、本クラブの運営に係るルール等を変更できる。

これらの変更は、本クラブがその変更内容を掲示した時点から有効とする。

## 第17条（準拠法・管轄裁判所）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、国内法が適用される。

会員と本会則に関する訴訟の必要が生じた場合は、その第一審はさいたま地方裁判所川越支部を管轄裁判所とする。

以上

附 則 本会則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 本会則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 本会則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 本会則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 本会則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 本会則は、令和 元年 7 月 27 日から施行する。

附 則 本会則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 本会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本会則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

# 乗馬クラブ アップリケ牧場 細則

## 第1条（細則）

1. 本細則は、会則に定めない事項につき定める。
2. 乗馬クラブ アップリケ牧場（以下「本クラブ」という。）の施設等の利用及び諸料金に関する規定（以下「料金等細則」という。）は、別に定める。

## 第2条（利用料金）

会員は、料金等細則に定める諸料金を支払うことにより、本クラブの施設を利用し本クラブ所有馬に騎乗すること（以下「施設等の利用」という。）ができる。

## 第3条（注意義務）

1. 会員は、施設等の利用にあたり、施設及び設備を損傷しないよう、また、他の会員の利用を妨げたり、迷惑とならないよう注意しなければならない。
2. 故意、または重大な不注意により施設、または会員馬を損傷した場合、当該会員は本クラブに対し、それらの損害を賠償しなければならない。
3. 会員は、本クラブ施設で営利活動を行ってはならない。

## 第4条（営業時間）

1. 本クラブの営業時間は、午前 8 時 15 分から午後 5 時 30 分まで、夏期 3 ヶ月間は、午前 6 時 15 分から午前 11 時 30 分、午後 3 時 15 分から午後 6 時 30 分までとする。営業時間外の施設利用はできない。
2. 毎週火曜日は定休日とし、年末年始、従業員の研修日など、事前に会員に連絡し臨時に休業することができる。
3. 会員の施設等の利用は、本クラブが決めたレッスンスケジュールに従わなければならない。

## 第5条（私物の持込）

1. 会員は、ロッカー、鞍置場等当クラブが指定した場所以外の本クラブ施設内に私物を持ち込んではならない。

2. 会員が退会する場合は、前項の指定場所に保管中の私物を、自己の責任において、速やかに持ち帰らなければならない。
3. 放置された私物については、当クラブは、保管の義務を負わない。

## 第6条（危険防止）

1. 会員は、騎乗にあたり、人馬の事故防止に細心の注意を払い、ヘルメット、チンハーネスその他本クラブの定める安全防具を着用する他、インストラクター、従業員の指示により定められた場所において騎乗しなければならない。
2. 前項の規定に反して騎乗した会員、または酒気帯び等危険と判断される状態にある会員に対して、インストラクター、従業員は、騎乗の中止の指示ができる。

## 第7条（装鞍・手入れ）

騎乗の前後における装鞍、手入れは、当該馬匹に騎乗する会員が責任をもって行わなければならない。

## 第8条（騎乗時間）

騎乗は、30分から45分を1鞍とする。開始・終了時間は、気温・天候・人馬の体調・練習内容によって変更する。騎乗時間の変更は代表またはレッスン毎に担当のインストラクターの判断で決定し、会員は、その時間について、本クラブの定め、およびインストラクターの指示に従わなければならない。

## 第9条（騎乗申込）

騎乗を希望する会員は、騎乗日時を、前営業日の午後3時までに、本クラブのクラブハウス受付に備え置きの予約表に記入するか、電話で騎乗予約をしなければならない。

又、騎乗する会員は、騎乗開始時間の45分から15分前までの間にクラブハウス内受付担当スタッフに騎乗ノートを提出し、受付をしなければならない。なお、騎乗料は、騎乗券で支払わなければならない。

騎乗券は、本人が購入したもの以外は使用することができない。

騎乗ノートを忘れた場合には、騎乗に必要な券を新たに購入する事で騎乗受付をすることができる。新たに購入できない場合には騎乗受付することはできない。

## 第10条（細則の改定）

本細則の改定は、会則第16条に従う。

附 則 本細則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 本細則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 本細則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 本細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 本細則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 本細則は、令和 元年 7 月 27 日から施行する。

附 則 本細則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 本細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本細則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

# 施設等の利用及び諸料金に関する細則

## 第1条（目的）

本規則は、入会金、その他会員の施設利用及び会員の騎乗等に関する各種料金の細則を定める（以下「本料金細則」という。）。

## 第2条（会員資格変更金）

1、正会員の場合、シルバー会員への移行は本料金細則に定める金額とする。

## 第3条（再入会金）

会員が退会後、再度入会を希望する場合は、本料金細則に定める再入会金を納入することにより、再度、正会員またはシルバー会員としての資格を取得できる。  
再入会時の年齢が64歳までは正会員、65歳からはシルバー会員としての入会となる。  
またシルバー会員での再入会に関しては「シルバー会員入会・更新チェックシート」の記入およびインストラクターとの面談が必要となる。

## 第4条（会費）

会費は、毎月の口座振替にて、入金しなければならない。  
但し、入会時の会費はこの限りではない。

## 第5条（乗鞍の保管責任）

会員は私有する乗鞍を所定の手続きを経て、個人鞍庫に持込むことができる。なお、乗鞍の盗難防止、保全等の管理は、会員の責任において行う。その他の規約は別紙「個人鞍庫・有料ロッカー利用規約」に準ずる。

## 第6条（専用ロッカー）

会員は専用ロッカーを無料で使用できる。ロッカーの使用に際しては、即時に現状回帰ができる状態で使用しなければならない。会員個人の判断によるロッカーの移動や会員間での交換、氏名・馬名等の直接的な文字の記入や過度な装飾、増設、改裝などは行ってはならない。  
なお、ロッカーの使用中の盗難等の事故について、当クラブはその責任を負わない。  
クラブ運営上と都合により、ロッカーの移動や返却を、急遽依頼する場合がある。  
また、本クラブ所定の手続きを経て有料ロッカーを使用することができる。

## 第7条（レンタル品）

会員はブーツ、ヘルメット、エアベスト等の活動に必要な物を料金表に定められた料金を支払う事でレンタルする事ができる。

なお、会員間でのレンタル品の貸し借りは禁止とする。

レンタル品の使用に際して、破損や紛失があった場合は当クラブスタッフに速やかに報告をしなければならない。原因が故意や過失によるものと判断された場合、会員はそのレンタル品の修理や買い換えに関する費用を負担しなければならない。なお、経年劣化や予期せぬ事故等での場合はこの限りではない。

また、レンタル品は期限までに返却しなければならない。期限を過ぎた場合は、料金表に記載の延長料金が発生する。

## 第8条（料金改定）

附則の料金の改定は、会則第16条に定める。

- 附 則 本細則は、平成19年11月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、平成20年9月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、平成22年1月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、平成25年7月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、平成26年7月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、平成27年12月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、令和元年7月27日から施行する。
- 附 則 本細則は、令和3年6月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 附 則 本細則は、令和7年12月1日から施行する。

## 料 金 表

## 1. レンタル装具料金

消費税込（税率10%）

	金額	備考
レンタルヘルメット	110円	レンタル期間：当日 延長料：レンタル翌日～返却日 (牧場休業日を除く) ×レンタル料
レンタルブーツ	110円	
レンタルエアベスト	1,100円	
レンタル3点セット	1,100円	

## 2. 会員料金

正会員（旧制度）※	金額	備考
入会金	110,000円	
月会費	19,250円	
再入会金	55,000円	

\*会員番号2000～の会員

正会員	金額	備考
入会金	77,000円	小学5年生～39歳（入会時の年齢）
	110,000円	40歳～64歳（入会時の年齢）
月会費	19,250円	
再入会金	55,000円	

\*会員番号0001～の会員

\*会員資格期間：入会申し込み時～満65歳の誕生月の月末まで

シルバーメンバーシップ	金額	備考
移行金	5,500円	正会員から継続して移行の場合
月会費	22,000円	
更新料	5,500円	1年毎に更新
再入会金	55,000円	

※正会員（旧制度）は、現在は募集していません。

## 3. 騎乗料金

	金額	1鞍あたり
騎乗料（騎乗10回券）	49,500円	4,950円
騎乗料（特別騎乗10回券）	47,300円	4,730円
指名料（指名500円券）	5,500円	3,300円～ 3,850円
指名料（指名3000円券）	33,000円	
指導料（指導500円券）	5,500円	1,100円～ 3,850円
指導料（指導1000円券）	11,000円	

指導料（マンツー専用5回券）	19,250円	3,850円
----------------	---------	--------

#### 4. その他、料金

	金額	備考
騎乗ノート再発行料	550円	紛失・破損時のみ
個人鞍庫使用料	2,310円	月毎
有料ロッカー使用料	1,100円	月毎

以上